

〈論文〉

## 昭和天皇の「戦後巡幸」と宮中側近の動向

——一九四五年から一九四八年を中心——  
舟橋 正真

はじめに

一九四六年二月から一九四四年八月にかけて昭和天皇は、全国各地を巡るいわゆる「戦後巡幸」を実施した。敗戦に打ちひしがれていた国民は、天皇を目の当たりにし、その励ましに強い感動を覚えたとされる。しかし占領初期における天皇の動向について論じた既存の研究は、概して「パフォーマンス」であると断じ、高い評価を与えていない。しかし戦後巡幸の目的には国民を励ます目的のほかに、天皇の側近たちによって画策された「国体護持」運動の重要な一側面を有していたのである。

敗戦直後の宮中は、天皇(制)維持をその最大の眼目としており、かつ多くの研究が蓄積されたことで、現在では敗戦直後の天皇免責・不訴追に向けた宮中側近の動向に関してはかなり明らかにされてきた。とくに占領開始後、連合国が国際裁判を開廷することが明らかになるにつれ、宮中側近はそれぞれの人脈を駆使して、GHQの天皇(制)の処遇に関する情報を収集しながら、それと平行して、後に「昭和天皇独白録」と呼ばれる天皇自身の語りを記録として準備する作業を極秘裏に進めていた。こうした動きは、東京裁判において昭和天皇を免責に持ち込むために行った宮中側近の政治工作であったことが明らかにされている。

しかし、既存の研究は天皇(制)維持について天皇と国内政治、またはGHQとの関係から論じてきたため、「パフォーマンス」と評価されてきた戦後巡幸は、天皇(制)維持との関係からは、さほど意識されなかったように思われる。また同時に史料上の制約も戦後巡幸の解明を遅らせた理由として指摘できる。こうした問題意識から巡幸に接近した先行研究の多くが、「推論」の域を超えることができなかったのは、そうした理由によるところが大きかった。しかし近年、宮内庁書陵部や各自

治体の公文書の公開が未だ不十分ながらも進んだことで、戦後巡幸を検証する状況がようやく整ってきたといえる。

本稿では、こうした研究状況を踏まえながら、戦後巡幸が果たした役割について宮中の立場から検証していく。第一には、占領がはじまって間もない時期に、内大臣と内大臣府の廃止に象徴されるように、敗戦後の宮中は変化せざるを得なくなっていく。こうした時代の岐路に立たされた宮中側近が、自らを、そして天皇(制)を維持するためいかなる運動を行ったかを検証する。

第二に、一九四六年元旦の「人間宣言」により「人間」となった新天皇を宮中側近が国民に認知させていく過程を、一九四六年度の巡幸から検証し、第三に、新憲法の公布・施行後に実施された一九四七年度の巡幸を巡る過程を政治的な面を中心に論じていく。

本稿で戦後巡幸を中心に論じる理由は、巡幸が一般的に語られるような「天皇による国民激励の旅」であるとは簡単に論じられないからである。つまり、米国内や他の連合国の動向を含めて天皇(制)を巡る問題は流動的であった。そのため天皇(制)を維持させるため、そして象徴天皇制を確立させる政治的イベントとしての側面を巡幸は強く持っていたからである。現実に天皇の姿を内外に晒すことは、戦前の「大元帥」としての天皇イメージを想起させる可能性、さらには天皇の「戦争責任問題」を蒸し返しかねないリスクを有していたと言える。

以下、側近の日記、回想録をもとに戦後巡幸を宮中側近の側から見ることで、側近が巡幸をどのように捉えていたのか、あるいは巡幸実施に側近が意図したものを明らかにすることで、敗戦直後における宮中側近の役割がいかなるものであったのかを考察したい。

### 一、「内大臣制」の廃止と側近体制の動揺

宮中側近にとって敗戦直後は、ポツダム宣言の受諾の条件であった「国体護持」を貫徹させるための重要な時期であった。連合国による占領政策が予想される状況下、敗戦末期に「聖断」方式の「終戦工作」を宮内閣で主導したように、宮中側近は天皇(制)を維持させるための主体と

なっていた。GHQの占領政策に対応するため、宮中側近の上層部である内大臣、侍従長、宮内大臣の役割はさらに増していた。特にその中でも昭和戦前期、昭和天皇の政治顧問であった内大臣の存在を宮中側近だけでなく、天皇自身も必要としていた。

一九四五年一〇月二三日、天皇は内大臣(府)の廃止に関して、新任の木下道雄侍従次長に次のように語った。

内大臣府は将来当然廃止さるべきにつき、これに内廷府に併合するか、或は政務連絡局と云う名称か、又は侍従職と呼びてもよきが、とにかく上奏物取扱い其の他政変時、聖上と枢府議長、貴衆両院議長との間の連絡を取計う部局を設くるか、研究せよ。

天皇は内大臣府廃止を見越しながら、廃止後の機構変更に関しての案を示した。また一〇月二五日にも同問題に関して、気がかりな点を木下に告げた。

宮内大臣更迭の際、内大臣なき時は誰がこれを推薦するか、内大臣の代りを考えよ。(中略)内大臣の代りとなるべき者、現今の状況下では軍人より採用するは不適當ならん。従つて其の範囲縮小せらる。右の者は侍従長と云う名称にてもよし。

木下は、「侍従長の職をとらするならば、(中略)侍従長に堪ゆる者ならざるべからず」と答えているが、天皇は内大臣府廃止によつてもたらされる内大臣の喪失をカヴァーする役職まで考えていたことがわかる。

この後、内大臣府廃止に積極的な意向を示していた天皇も躊躇したのか、一月一日には、内大臣府存置の意向を示す。しかし、翌日になると米国の短波放送から察し、「皇室に政治的権力があるらしく見ゆるは不得策なり。(中略)内大臣府は廃止する方よろし」と即座に考えを一転させた。そして、皇室典範及び公式令の副署の關係から内大臣府の残置を必要とする場合は、「侍従長をして内大臣を兼務せしめ、なるべく大物の移動は行わぬ様にしたし。藤田にて結構なり」と素早い対応を見せた。政治顧問としての内大臣を失うことよりも、非政治的の改革された宮中をGHQに提示することを天皇は最重要視したことがわかる。

この後、旧側近の牧野伸顕や平沼騏一郎枢密院議長が消極的な姿勢を示す一方で、木下ら側近は天皇の意向を受けて内大臣府廃止の決意を固

め、機能面の移譲案が決定する。同案は次のとおりである。

内大臣府廃止の結果、侍従職に皇后宮職、大膳寮、侍医寮を併合し、内大臣府の仕事は内記部をもつてこれに代らしめ、内記部長は侍従次長に隷属す。御璽、国璽は侍従長これを尚蔵する。

新たに内記部(統括は内記部長)を創設し、侍従長に「御璽・国璽の尚蔵」が、内記部長に「詔書勅書など内廷の文書に関する事務」が課されることで、内大臣府の機能・制度が分担された。天皇も同案に同意し、一月二四日に内大臣府廃止が決定されると「侍従職改組せられ、皇后宮職、内大臣府、大膳寮、侍医寮を併合」し、さらに御璽、国璽の侍従長への移管が内記部長によつて行われた。

こうして内大臣府廃止による機能面の移譲は完了したが、次に問題となるのが後継首班決定の方法であった。昭和戦前期においては元老・西園寺公望亡き後、内大臣が重臣層と協議し、天皇に後継首相を奏請するという形式が執られていた。敗戦直後の段階において木戸は、重臣会議を経ずに枢密院議長との協議のみで東久邇宮稔彦と幣原喜重郎の兩人を天皇に奏請している。内大臣府が廃止された今、後継首班奏請権を今後誰が引き受けていくのが天皇や側近にとつて新たな課題となつたのである。

一月三〇日、さつそく木下侍従次長が政変時の後継内閣決定方法について天皇に考えを聞くと、天皇は次のように答えた。

表面は枢府議長、両院議長に諮るを可とすべきも、裏面に於て考えを聴きたきは、(1)岡田 (2)米内 (3)木戸 (4)牧野 (5)阿部の五人なり。岡田、木戸は松平康、米内は藤田、阿部は木戸をして聴かしむるがよからん。牧野には連絡一寸むすかし。

天皇は、内大臣制廃止後も重臣を介した旧来型の後継内閣の決定方法を維持していくことが必要と考えていたことがわかる。

そこで、石渡莊太郎宮相、木下侍従次長、大金益次郎宮内次官、松平康昌内記部長ら宮中側近は、旧内大臣室に集まり後継首相選定方法について協議を行った。特に松平内記部長は、「裏面諮詢は政変勃発のときこれを行うことは、目立ちもし、かつ又枢、貴、衆議長と意見を異にしたる場合、聖上が三人の奉答を御用い遊ばされぬときは、特に枢議長は

立場を失うこととなる」と述べ、天皇による旧重臣層への裏面諮問案に難色を示した。その結果「むしろ平時より松平がこれ等五人と接触を保つを可とす」とあるように平時から接触することで一致したが、その後実際に行われた形跡はない。

内大臣制廃止後の宮中は、藤田尚徳侍従長と石渡宮相を中心とする側近体制が敷かれることとなったが、一九四六年に入ると更なる問題が生じた。それが、一九四六年一月四日にGHQが指示した「公職追放令」であった。宮中側近内でも石渡宮相と藤田侍従長がその対象に抵触し、上層部二人の更迭も辞さない様相であった。

天皇も追放令の訳文を見て、「ずいぶんと厳しい残酷なものだね、これを、この通りに実行したら、いままで国のために忠実に働いてきた官吏その他も、生活できなくなるではないか。〔中略〕これは私にも退位せよというナゾではないだろうか」と藤田侍従長に尋ねる程であった。

同日、石渡宮相、藤田侍従長、木下次長、大金次官、加藤進官房主幹らはこの件について協議し、石渡辞任の意向を受け、後任大臣に、松平（慶民）宗秩寮総裁、山梨勝之進学習院院長、大金次官ら三人を挙げて藤田の回想によると、追放令直後、石渡に辞任を申し出たが、先に石渡の辞任が決まったために辞任ができなくなったようだ。実際、追放令の訳文には公職内に宮内官は含まれず、天皇の私秘書である宮相は公職外で、追放されずにすんだようだが、石渡は「自分よりも、追放令該当事項に軽い程度のものが、どんどん適用されている。これを見ながら、自分がいつまでも現職に甘んじていることは良心が許さない」と辞任の意思を固めた。

その後、一月一日に木下は山梨を通じて石渡留任を画策したが、藤田から「石渡に招かれ堅き辞意の申出あり。引き止む手段もなき故更迭を決心せり」との意思を受け、翌日に石渡の退官が決定、後任には松平慶民が就任した。

一方、藤田は留任し、一九四六年二月の神奈川巡幸に供奉した。そして、四月一八日に辞表を提出し、五月三日、後任に宮内次官の大金益次郎が、さらに侍従次長に稲田周一が親任され、新たに松平慶民宮相と大金侍従長による側近体制が形成された。これによって戦中期の側近が宮

中を去り、以後宮内省内部出身者による側近体制が敷かれていくことになる。

内大臣制廃止など宮内省の機構縮小によって戦前同様の側近体制が崩壊していく過程で侍従長は、戦前同様の「常侍奉仕」の任を務めた。主な例として、藤田侍従長は、吉田茂外相と共に天皇とマッカーサーの会谈実現に向けて動いた。一方、宮内大臣も四七年の新憲法施行とともに内閣総理大臣所管の宮内府の長官に移行するまで宮内省を統括し続けた。特に石渡宮相は、宮内省機構の縮小や皇室財産の問題に苦心し、前述の内大臣府廃止という昭和戦前期の象徴的な機関の廃止を最終的に断行した。

加えて宮中上層部を補佐する実務担当者の役割も注目できる。特に、藤田侍従長が病で天皇を奉仕できず不在となると、木下次長が代わりを務めた。また大金宮内次官も石渡宮相、松平宮相を補佐しながら、後に実施される巡幸開始に重要な役割を務めた。

新宮中側近は、内大臣という核を失った宮中において、宮中改革、皇室財産、行・巡幸、「戦争責任問題」など蓄積する難題を解決するために新たな側近体制を早急に構築した。そして、未だ動揺し続ける状況に素早く対処するため、今まで以上に連携した側近体制を敷き、天皇の意向を反映させながら天皇（制）維持を指そうとしていたことが指摘できる。

## 二、「人間宣言」発表とその後

では、「国体護持」運動はどのように展開されていったのであろうか。本節では、まず「人間宣言」発表と戦後巡幸の関係性について見ていくことにする。「人間宣言」は、一九四六年元日に「新日本建設に関する詔書」として発せられた。「人間宣言」は、一般的に天皇の神格化否定を目的として発せられたといわれるが、作成から発表に至る背景には、天皇（制）の民主化を徹底し、国家神道の解体のために発せられた「神道指令」をさらに補完したいCIE（民間情報局）の意図があったと考えられる。

同年一月一日の「神道指令」同様、「人間宣言」はCIE主導で発

案された<sup>32)</sup>。特に、学習院教師であったレジナルド・ブライス、ケン・ダイクCIE局長、ハロルド・ヘンダーソンCIE教育課長が主体性を担った。「人間宣言」の草案を作成したのもブライスとヘンダーソンであった。一九四五年一月初頭、ブライスは、「天皇ができるかぎり早くその神格化を放棄することに決心したと宮内大臣から通報された」とヘンダーソンに伝えた。これを受け、ヘンダーソンはダイク局長が不在であったこともあり、個人的、非公式的な案文起草している。この草案は、ブライスから山梨学習院院長に渡され、ダイクやマッカーサーの承認を得て、宮内省から松平慶民宗秩齋総裁を経た後、天皇に達した<sup>33)</sup>。このCIE草案を天皇は、「それは結構なことと思う。政府も賛成してくれるなら、いかようにも取りはかる」と答えた。

木下の日誌には、一九四五年一月二三日に「大詔渙発」「ダイク・ブライス―山梨石渡―〇(天皇―筆者)―幣原―鈴木(貫太郎―筆者)」との記述がある。このメモは、「人間宣言」の詔書が準備されたルートを示すものであり、天皇自身もそれを把握していたことが推測できる。

この後、山梨院長による政府筋への働きかけの結果、一九四五年一月二五日、CIE草案は、幣原首相がそれをもとに詔書原案を英文で起草した。しかし、幣原が風邪になった後は、前田多門文相と次田大三郎内閣書記官長らが、詔書につくり上げた。そして、同月二九日に前田文相が首相代理として天皇に詔書草案を上奏し、この場で天皇によって草案への「五箇条の御誓文」の引用が注文された。

また三〇日の閣議決定案に対しても、木下侍従次長から詔書の文案訂正の注文が出された。木下は、「詔書案中気に入らぬことは沢山ある。殊に文体が英語(幣原首相の筆なる)の翻訳であるから徹頭徹尾気に入らぬ」と不満を述べ、特に「日本人が神の裔なることを架空と云うは未だ許すべきも、Emperorを神の裔とすることを架空とすることは断じて許し難い」とし、「天皇を現御神とする事を架空なることに改め」る訂正文を作っている。木下によると天皇もこれについて賛成し、神の裔にあらずと云う文言には反対であったようである<sup>34)</sup>。

木下の修正案を含め、修正された詔書案は、三〇日に閣議決定後、天皇に上奏、裁可された。だが、翌日になると前田文相から「例のむすげ

しき神の裔(伝説の件)の一項は是非<sup>35)</sup>に示したる原案の通りにして貰いたい。願えれば御改訂を仰ぎたし」との幣原首相の意向が伝えられ、侍従長や侍従次長らは同意するに至った<sup>36)</sup>。

こうして「人間宣言」は報道機関に公表され、マッカーサーも満足の意を述べた。「人間宣言」発案から作成の経緯を考慮すれば、CIE主導であったことは明らかであり、「人間宣言」は「神道指令」とワンセットの関係であった。つまり、国家神道解体など民主化政策の徹底のために天皇の「神格化」を否定させようと考えたのである。

一方、天皇や宮中側近はGHQによる民主化政策を受け入れながらも、「神の裔」という自己の神格など譲れない部分には果敢に抵抗し、かつ彼等の意思を反映させるなどの行動を示した。天皇による「五箇条の御誓文」の引用要求や木下ら側近の文案訂正などがそれを示している。

また「神格化」を否定したといわれる「人間宣言」自体、GHQの意図に反し、天皇は、「神格化」否定は二の次で、特に「五箇条の御誓文」の挿入に重きを置いていたようだ。一九四七年八月二三日の記者会見で、記者から「五箇条の御誓文」の引用を天皇が希望したのかどうかを質問され、「一番の目的」であったと言及している<sup>37)</sup>。

「人間宣言」により天皇の「神格化」は否定された。しかしながら国民の中にある天皇イメージは、戦前期に示された「神格者」・「大元帥」としての天皇のままであった。そこで天皇・宮中側近は、天皇免責工作を行う一方で、戦前の天皇イメージを転換し、国内からの批判を防ぎ、天皇(制)の維持を揺ぎ無いものにするための政策を実行していく。それが、戦後巡幸であった。

### 三、一九四六年代の巡幸

次に戦後巡幸開始までの経緯とその後の進展をみていきたい。戦後巡幸の発案については、一九四六年一月一三日、山梨学習院院長が側近に渡したブライスの覚書に示されている。この覚書は、ダイク准将の意見をブライスの記憶に基づき記したものである。覚書によると、ダイク准将は、始めに「天皇は精神的に国民を統率せられるべきで」あり、「親し

く国民に接せられ、その御行動にも、又その御言葉にも表裏なき一貫したる誠をもって、国民の誇りと愛国心とを鼓舞激励せらるべきである」と天皇のあり方についての意見を述べた。

さらに食糧問題を背景に闇市が横行していることを指摘しつつ、その改善方法を次に示した。

天皇は須らく御親ら内地を広く巡幸あらせられて、或は炭坑を、又或は農村を訪ねられ、彼等国民の語る所に耳を傾けさせられ、又親しく談話を交えて、彼等に色々な質問をなし、彼等の考えを聞かざるべきである。

ダイクは、天皇が全国をくまなく巡幸すべきであるとの巡幸計画案を示唆したのであった。一方、天皇自身も巡幸を行いたい旨を側近に伝えていた。当時、宮内省総務局長の加藤進によると、天皇は戦後巡幸が始まる直前、次のように語っている。

今度の戦争で、国の領土を失い、国民の中に多数の死傷者を出し、たいへんな災厄を受けておる。この際、わたくしとしては、どうすればいいのかと考えたが、結局、広く地方を出歩いて、遺家族や引揚者を慰め、または励まし、元の姿に戻すことが自分の任務であると思う。宮内官は、わたくしの健康とか、なんとかは全然考えることなく、その志を達するよう、全力を挙げてこれを行え。

自ら巡幸という形で疲弊した国民を激励したいと考えていた天皇は、ダイクの示唆に賛意を示し、すぐに木下待從次長に研究を促した。そして「皇后宮と御同席にてもよし。寒季には身体の関係もあり、暖地を好む供奉員は減せよ。形式を簡易にせよ」と付言するなど具体的かつ積極的であった。

翌日には、「現在が其の時期なりや否や」と問い、「総選挙、石炭欠乏、交通事情等につき大臣〔石渡・筆者〕と協議すべき旨を伝えている。そこで木下は、石渡らと協議の結果、ブライスを介してGHQの意向を聞くことに決し、一五日にブライスから「地方御巡幸は政府と打合せを済ました上」で実行した方がよいと依頼の返答を受けている。

当時、政府や外務省の多くは、国際世論との関係から天皇の巡幸計画に対し、反対意見であった。だが天皇の意向を形にするため、特に大金

次官と加藤総務局長は、「天皇の強い希望を実現すべく政府や外務省、内務省を説得、また天皇の權威を神棚から下ろす政策をとるGHQの許可をえて、一九四六年一月中旬からその具体的準備に入つた」。

さらに、巡幸計画についてのマツカサーの考えは、特に異論なく賛成であった。大金によると「むしろ積極的に応援するということで、必要があれば、わたくしのほうからも便宜を図ってもいい」とマツカサーから伝えられていたようだ。こうして、天皇の意向がGHQと一致した巡幸は、宮中主導のもとで実施されていく。

戦後初の巡幸の地に選ばれたのは神奈川県であった。一九四六年二月一九、二〇日に神奈川県下の巡幸が開始され、ソフト帽に背姿の天皇とともに、松平慶民宮相、藤田侍從長、加藤行幸主務官らが供奉した。

まず第一日は、川崎、鶴見、横浜地区の戦災復興状況の視察が行われた。第一の巡幸先、昭和電工川崎工場を皮切りに、日産重工業横浜工場を視察し、県庁で昼食をとった後、県知事から県内の状況の説明を聴取している。

午後には、横浜市西地区藤棚町の稲荷台共同宿舍へ向かった。天皇は、近くの道路上で下車し、共同宿舍への坂道を歩いて上がり、天皇を迎える老若男女に対し、帽子をとり会釈した。そして天皇は宿舍に入り、引揚者や家族に声をかけた。供奉した加藤の回想によると、天皇に言葉をかけられ涙にむせび、声も出ない者も見受けられたようだ。次に天皇は、横浜市長からの横浜の被災状況の聴取を終え、その後、神奈川県の大口市商店街に出かけ還幸している。

二日目は、引揚民収容状況視察を主にし、久里浜駅から車に乗り換えて久里浜援護局へ向い、復員兵を慰労、激励している。次に国立久里病院で復員軍人や復員者を見舞い、その後、鴨居収容所、馬堀収容所に立ち寄り還幸した。

こうして神奈川県下の巡幸は、大きな混乱もなく無事に終了した。入江相政侍從は、天皇が二日間の巡幸を終え、御機嫌に還幸したことを日記に記しており、天皇にとっても戦後初の巡幸は成功であったことが窺える。なにより、背姿の「人間天皇」を国民に示し、さらに天皇と国民の接触という演出の成功は、後の巡幸に大きな影響を与えた。

それ以降、巡幸は東京都（二月二八日）三月一日、群馬県（三月二五日）、埼玉県（三月二八日）と矢継ぎ早に実施されていった。天皇は埼玉県巡幸の翌日、藤田侍従長に代わり供奉した木下侍従次長に、今後の巡幸予定について、「四月中に、千葉、茨城、甲府、静岡 五月中に、名古屋、大阪、広島、四国、九州 六月中に、東北地方」と意欲を示した。さらに三月三十一日には、具体的な県名、地名を述べた上で、「戦災地、収容所を主目的とし、その間に炭坑、農業地等を視察する事とし、本年中に全国を一巡する事」と具体案を述べている。

天皇は、二月から三月にかけて関東における巡幸にかなりの手ごたえを得ていた。そして国民は「人間天皇」を受け入れ、天皇の姿や言葉に感極まり万歳を唱え、泣き出す者もいた。またダイクの巡幸計画案にも示されていた天皇と国民の触れ合いも順調であった。この状況を考慮に入れば順調な今こそ、早急に巡幸を進めたいとの考えが、前述の計画案を述べさせたのであろう。

だが一方、埼玉巡幸を目の当たりにしたシカゴ・サン紙の東京支局長のマーク・ゲインは、次のように感想を述べている。

今日は記念すべき日だった。私自身の眼で政治勢力回復的一幕を見たのだから。神としての天皇の有用性は、降伏の日とともに痛く減少した。今や宮廷の中の、また宮廷を取り巻く抜け目のない老人たちは、新しい神話を製作しつつある。一国民の福祉に熱心な関心をもち、民主的な君主に関する神話である。これは、日本国民および、われわれがその確立の援助を約した、かの民主主義の観念に対する恥すべき裏切りだ。

まだ初期の巡幸にもかかわらず、海外の記者からすでに宮中側近に対し、「新しい神話」を創ろうとしているとの疑念がもたれていたことは重要である。すでにゲインは新たな天皇像を創るという意図を見抜いていたと言える。

同時期、巡幸が進むなかで宮中側近に大きな情報もたらされていた。G H Q 工作に着手していた寺崎英成は、一九四六年三月二二日、ボナ・フェラーズと会談し、同月二〇日に木下侍従次長から依頼された「天皇退位問題」について探りを入れた。その場でフェラーズは「天皇を戦

犯とする考え方に対し〔中略〕元帥は反対の意見を表明し」たと述べ、加えて「『マ』元帥は陛下の御退位を希望せずと信ず」とマッカーサーが天皇不訴追・退位なしの立場であることを寺崎に伝えた。この確かな情報は、「国体護持」運動を展開する宮中側近にとって天皇（制）維持が明確となる大きな成果であり、巡幸計画自体も順調に進めていくことが出来るはずであった。

しかし埼玉巡幸以降は、食糧問題や政局の混乱から、計画は天皇の意向通りに進むことはなかった。一九四六年四月二四日には、二六、二七日に予定されていた千葉県下の巡幸も政局が安定していないという理由から延期が決まった。また、この過程で、宮中側近も松平慶民宮相、大金侍従長、加藤宮内次官による側近体制へと移行したことも付言する。

天皇は同年五月三十一日に、マッカーサーとの二度目の会談を行い、その後六月から千葉県下の巡幸を契機に、各地方を巡っていく。千葉県（六月六日から七日）、静岡県（一七日から一八日）の地方状況視察の巡幸では、初めて宿泊（一泊）がなされた。

千葉巡幸では、「千葉市街を二丁程御散歩。この時両側にお上をお迎へ申上げる市民の歓呼、万歳大変な騒ぎであった。万歳を唱へては泣く人々の顔。〔中略〕その後沿道も所々に堵列して奉拝してゐ」たようであり、国民は天皇を熱狂的に迎えるようになった。

一方静岡巡幸では、民衆の感情を鼓舞するかのような天皇によるパフォーマンスが行われた。

当日陛下が御予定を終へられて、県庁に御着きになつた時、沿道並にその附近に御待ちして居つた群衆は、熱狂的に万歳を叫びながら、玄関に殺到して来た。

陛下は玄関広間の階段を昇りつめられた途端に、くるりと後向きになられて、再び群衆に対して帽子を振られた。

大金侍従長の手記に記されているように、天皇の「パフォーマンス」は、群衆をさらに熱狂させ、「その後もこのやうな御態度は時々あり、天皇は幾度かこの方法を用いるようになる。

この後、天皇は六月二五日からの第九〇臨時国会での憲法改正案審議の間は、極東委員会を刺激しないため一時巡幸を停止する。そして一〇

月七日に憲法改正案が両院を通過し実質的に成立すると、一〇月一六日にマッカーサーとの三度目の会談に臨んだ。

この会談で注目したい点は、巡幸継続に話しが及んだことである。天皇は、「巡幸は私の強く希望するものである事は御承知の通りであります。憲法成立迄は特に差控へて居つたのであります。貴將軍はどうか御考へになりますか」と切り出し、マッカーサーの意見を求めた。当時、天皇の巡幸に對してソ連を中心にして批判が起つていたため、天皇は不安だつたのだらう。

これに對し、マッカーサーは次のように答えた。

機会ある毎に御出掛けになつた方が良敷しいと存じます。回数はい程良いと存じます。日本を完全に破壊せんとする「ロシア」や濠洲は御巡幸に反對して居りますが、米國も英國も陛下が民衆の中に入られるのを歓迎致して居ります。司令部に關する限り、陛下は何事をも為し得る自由をもつて居らるゝのであります。

マッカーサーは天皇に巡幸開始の許可を与えただけでなく、「何事でも私に御用命願ひます」と援助することも約したのである。

天皇は、マッカーサーから「お墨付き」を得、愛知・岐阜両県（一〇月二一〜二六日）、茨城県（一一月一八日〜一九日）と巡幸を再開した。各地での国民の反応は言うまでもなく、熱狂的に歓迎した。「群衆は、列を崩して押し寄せ、帽子は飛び、靴は脱げ、老人子供は、押し倒されて悲鳴をあげた。警察官や侍従は、天皇のまわりを固めたが、動くことができなかつた。（中略）群衆の熱狂に、天皇も側近も驚き、満足し自身を回復した」。この時期の巡幸は、天皇一行を「迎える地方自治体当局の奉迎における派手さ」や「行幸自体の国会議員らの随伴による規模の大きさ」が特徴であつた。そして、国民の反応も、ある意味極端ともいふべき熱狂と混乱が内在するものであつた。

この国民の熱狂かつ混乱ぶりについて大金侍従長は、「最大の理由は、何と云つても、陛下と国民との間の隔壁が撤去されたこと、国民が新事態に應じて、如何に自己を処すべきかの心構と訓練が未熟であることに在る」とし、さらに「警察の指導力の不足と新聞写真真班の不用意な行動とが誘因をなしてゐることも認めねばなるまい」と回想している。

だが、茨城県下の巡幸を終え大金は、「天皇神格の思想は払拭されて可然であらう。しかし、新しい意味において、或はデモクラティックな意味においてといふことも出来るが、かうした国民感情は、永く涵養され、高揚されるであらうし、また、されることを望んで差支へないと思ふ」と述べ、巡幸にかなりの手ごたえを得ていたようである。

天皇・宮中側近は、「人間」としての天皇イメージを国民に植えつける一方で、一月三日の日本国憲法公布後は、新たな「象徴」としての天皇を国民に提示したのであつた。それを目の当たりにした国民は、特に躊躇なく受け入れ、熱狂し続けたのであつた。

#### 四、一九四七年代の巡幸

一九四七年に入るとさらに大規模な巡幸が企画されていく。前年の巡幸においても意欲的であつた天皇は、一九四七年五月一日の宮内記者との会見で、以下のように発言した。

地方へは今後も続けて行きたいと思つている。ことに戦災者や引揚者、遺族は戦争の犠牲者で、一番気の毒に思つているので、できるだけ激励したいと思う。（中略）  
まだ炭鉱へは行く機会がなかつたが、復興のためには石炭が大事だから、機会があれば炭鉱にも行きたいと思つている。各地方で待つているから、旅を続けて激励をしたいと考えている。

巡幸に對する天皇の意欲はますます強まっていた。それだけ手応えを感じていたのであろう。二日後の五月三日、天皇は新憲法施行記念式典に出席し、六日にマッカーサーとの四回目の会談に臨んだ。そして以後、六月五日の関西（一四日）に始まり、東北（八月五〜一九日）・栃木（九月四〜八日）・甲信越（一〇月七〜一五日）・北陸（一〇月二三〜三十一日）・中国（一一月二七日〜二月一日）など各地方へと巡幸した。同時期、天皇の東京裁判における「免責」はほぼ明確となり、新天皇像を広めようとした天皇・宮中側近による前年の巡幸は、目的を「象徴天皇」の形成と定着へと移行させ、実施されていく。

巡幸の大規模化に伴い、国民の熱狂ぶりも最高潮に達していた。巡幸

中、天皇は、東北巡幸においては常磐炭坑で坑員を激励し、一方、中国巡幸においては「石見路では雨の中農夫一人がお召列車をお迎えしていたのに対し、車窓に立ってお応えにな」り、「広島では爆心の橋の上にお立ちになり、病院でケロイド様の傷あとのある人々を見舞」うなど精力的に巡幸した。

巡幸に供奉した徳川義弘侍従によると「巡幸の道程は毎日相当の距離で、夜明けから日没になったこともあり、お疲れの日も度々で」あったようだが、それでも天皇は国民を激励し続けた。徳川侍従は、この巡幸を「陛下が国民の生活感情に共感を示して下さったことに意義がある」と総括するように戦後巡幸は天皇と国民の距離を縮める役割も果たしたと考えたようだ。

ここで同時期の巡幸で注目できる特徴を三つ挙げたい。第一は主要都市における奉迎場の設置と大衆奉迎会の開催である。大衆奉迎会とは、天皇を迎えるために催された会で、その方式は、「神戸で一回、姫路で一回、計画的に実施」された。特に京都では「更に京都市民の奉迎会が御苑内広場で催されるに至つて、一つの型が出来かか」り、以後、行事化していった。当初、方式の定型化はなかったが、東北巡幸期になると、駅前広場や駅前に奉迎場を設置し、「君ヶ代斉唱、次いで代表者発声で万歳三唱といふ簡単なものであるが、時には、学生その他の音楽隊が音頭をとる」方式へと変化した。

この「大衆奉迎」方式を大金侍従長は、酒田や鶴岡両市の奉迎を例に「あまりに纏まりすぎて、大衆の気持にびつたりしないものがありはしないか、十数年前の行幸時代の形式が復活したやうな気持はしないか」と疑問を投げかけた。大金は定型化を嫌い山形巡幸の際、わざと予定を変更して天皇に行動させるなど、戦後式の奉迎を目指そうとした。

さらに奉迎場についても「奉迎場を特設する必要ありや否やを先づ考へるべき」「奉迎場に戦災者、引揚者、遺族は云ふは及ばず、高齢者や功労者までも陣取らせること」の二つの問題を指摘した。大金の「大衆奉迎」に関する演出のこだわりは、戦前同様の形式、あるいは戦前を想起させるものを極力避けようとしていることがわかる。

第二は、片山内閣の閣僚たちの扈從の多さである。前政権(幣原・吉田)

とは異なり、現閣僚たちは積極的に関りをもった。例えば兵庫巡幸中から片山首相や米窪満亮國務相ら閣僚が天皇に拝謁、奏上し、その後米窪國務相は、神戸市中の一部を扈從している。東北巡幸以降は、部分的ではあるが、閣僚の扈從が当たり前となる。当時、扈從閣僚の取扱については一定しておらず、大金は「宮内府として事前に充分研究して置くべきことであつたと思ふ」と回想する。

また中国巡幸では、森戸辰男文相ら四人の閣僚が、部分的に扈從しているが、以上の扈從に関し、大金は「一人でも多く、且つ唯の一ヶ所でも二ヶ所でも、大臣が御供されることは、必ずや陛下の御気持を感得する機縁にもなり、民心の動向把握にも役立つことであらうと信じて、これを歓迎するものである」と評価した。

第三は、京都や山形における巡幸時、文藝人との座談会を開かれたこと、さらに栃木県下で初めて皇后が同列で巡幸したことである。特に皇后との行幸啓は、九月四日の宇都宮と鹿沼、八日の塩原と那須村において実行されている。

だが、天皇・宮中側近が精力に巡幸を行っていた最中、ある問題が生じてしまう。中国地方巡幸を終え、天皇の列車が岡山県から兵庫県に入ったとき、学生が多数、「日の丸」を振りながら天皇一向を迎えたのであった。一九四七年一月二月当時、GHQによって日本国民の「日の丸」使用は禁止されていたのだ。

GHQ内部でも特に、GS(民政局)が天皇の巡幸に批判的であり、中国巡幸の際、監視役としてGS職員であるポール・ケントが同行していた。この光景に激怒したケントは、これを違反として、宮内省に対し民政局に出頭し、事件について報告書を作成することを求めた。これを受け、加藤侍従次長は、「それは県当局の責任であり、自分には県当局に対する指揮権はない」と釈明したが、GSには納得できないものであった。これも含め、GSは加藤やその補佐役たちの態度への不満と天皇の巡幸の贅沢ぶりを非難し、かつ迷信的な畏敬と紙一重の戦前にも似た民衆の天皇に対する反応に警戒を示した。

当時、極東委員会カナダ代表部の主席であったE・H・ノーマンは、以上のことから民政局が「宮内府の天皇の扱い方、民衆に対する一種の

トームないしはマスケットのように見せるために天皇を事実上の囚人として扱っていることに、疑いを抱いている」と述べている。この出来事を通じて宮中側近に対する見方は悪化していったことがわかる。

一方、一九四七年一〇月二十九日、天皇免責、天皇不訴追に奔走していた田中隆吉から「陛下始め皇后、皇太子があまりに人目につく行動を執る、ことは。自分等の苦心を無にする危険ありとて之に反感を抱き居る由」とのJ・キナン主席檢察官の意向が芦田均外相に伝えている。GHQ、特にGS、他にソ連など連合国内からも天皇の巡幸について批判が出ており、特に天皇のパフォーマンスは、戦前のような天皇(制)の復活を想起させかねないものであった。そこで天皇制と天皇のカリスマ性を利用しようとしたGHQにとっても天皇の目立ちすぎる行動に苦言を呈さなければならなかったようだ。

概して前年の巡幸は、「人間天皇」という新しく、平和的なイメージを視覚的にアピールする演出によって、天皇(制)の維持に成功した。それをふまえた一九四七年の巡幸は、「人間天皇」だけでなく、天皇制システムの変更によって生まれ変わった「象徴天皇」を全国民に示し続けることで、象徴天皇制の形成を開始した時期であったといえる。つまり、天皇・宮中側近による戦後巡幸とは、天皇(制)を維持するための運動であると共に、象徴天皇制の形成と定着に向けた政策であった。

だが、二年間に亘る巡幸は、一九四八年春に東京裁判の判決が出ることで考慮され、一時中断された。その一方で片山・芦田両内閣期に宮中上層部の刷新が実行されていく。

## 五、中道内閣期の宮中改革

一九四七年五月三日、新憲法施行により宮内省は、宮内府に縮小再編されたが、GHQは新憲法に適したさらなる宮中改革に積極的であった。その背景となったのは、ポール・ケントの報告書にあるような戦後巡幸における宮内官僚の旧態依然の行動が原因の一つであったことは言うまでもない。

では、まず片山首相による宮中改革をみていきたい。一九四七年一二

月一日、片山はホイットニーGS局長から宮内府機構及び人事改革を迫られていた。片山は翌年の二月三日、改革断行について閣議決定し、GSの改革要求に即応した。

だが、片山の宮中改革に天皇は反対であった。天皇は木下侍従次長に次のように語った。

物事を改革するには自ら緩急の順序がある。かの振り子が滑らかで動くのは静かにこれを動かす結果である。急激にこれを動かせば必ず狂う。この振り子の原理は予の深く常に留意する所である。改革しても反動が起こるようでは困る。

天皇は、急進的な改革に不満と躊躇を示した。そして、人事改革についても語った。

(イ)片山は予の革新思想を松平長官と大金侍従長とが阻止しているように思っておるらしい。〔中略〕実際大金の如きは革新派である。しかし振り子の原理に順ってこれを急がないのである。

(ロ)予の側近の人事異動に付ては、予の同意を要することになつておるが、もし予と首相の見とが異にしたような場合が起こると、これは甚だ拙いことになる。往時は内大臣がおつての間の調整をとつたが、今はこの役目の人物がおらぬからやりにくい。やはりか様な役目の者が入用ではあるまいか。

(ハ)宮内府の改革を好まぬ者はむしろ宮内府の下僚や外部にいる。〔中略〕淘汰もやはり振り子の原理によるを可と思う〔後略〕。

片山首相が、GSからの改革要求に即応し人事刷新に積極的である一方、天皇は独特の「振り子の原理」という言い回しを用いて急激な改革に異を唱え、特に宮内府長官と侍従長の更迭に反対した。

このような改革を断行しようとした片山内閣であったが、一九四八年二月一〇日に社会党左派の造反で、政権運営に行き詰まり倒れてしまう。この顛末を入江侍従は、「たうとうこの内閣ものたれ死をしてしまった。宮内府に対して無理解の干渉をしたもの、当然の末路であらう」と述べ、側近の総意は非片山、非宮中改革であったことがわかる。

だが、この退陣で宮中改革が後退したわけではなかった。代わって内閣を組閣した芦田によって片山の改革は受け継がれ、断行されていっ

た。次に芦田の宮中改革の全容と天皇・宮中側近による抵抗の過程をみていきたい。

芦田は、就任早々天皇に拝謁し、「MacArthur以下天皇を護持する考へに一致してゐるが、最近再び外国で天皇制の問題が起り、国内でも地方行幸の機会に投書が山の如くG・H・Qに集ることから考えて天皇制を危くするのは宮内官吏である」と言上し、人事刷新を暗に示した。

まず芦田は宮内府長官人事に着手した。後任案については、政府側から東大英文学教授・斉藤勇、外交官・沢田節藏、国会図書館長・金森徳次郎、東京大学総長・南原繁、元駐米大使・堀内謙介、宮中側から小泉信三など多数の候補者が出されていた。

このなかで芦田は金森を後任と考え、天皇から承認を得ようとした。だが、その前に松平長官留任のため、マッカーサーに親展書を送るといふ吉田茂の裏工作がC・ケーディスGS行政課長から伝えられた(四月五日)④。側近たちは、吉田を使って人事刷新に抵抗すべく裏面工作をしたのであった。しかし、芦田は動揺することなく、四月七日、松平長官との会談後、御文庫に参入し天皇に謁見した。芦田は「宮内府の職制改革に伴ひ長官、侍従長程度の入れ替へは止むなき旨を言上」し、「長官には金森徳次郎、侍従長には鈴木一次長の昇任」を希望すると伝えた。

これに対し天皇は、「政府の変る毎に宮内府の長官が交替するのは面白くないと思ふ」「現在の長官、侍従長共によく気が合ふ」と不満を述べ、抵抗を見せた。それでも芦田は「決して宮内府が政治に影響せられないことを念願」し、「内外の情勢から見て、一応の改組は皇室の御為めであり、又日本の為めかと存じます」と答え、結果、人事案を天皇に呑ませるに至った。

だがこの後、旧宮内大臣・松平恒雄参院議長からの強硬な反対もあり、金森案は頓挫してしまふ。この経緯を芦田は、「松平長官留任をMacArthurに書面appealしたことも、恐らく松平氏と相談の上であらう」と推測してゐる。

再考を迫られた芦田は、南原東大総長ほか堀内元大使を後任に探した。抵抗を続けてきた宮中側近は、この際も横やりを入れた。松平長官は、現状維持でいきたいとの天皇の意向を芦田に伝え(四月一三日)、「最

近牧野伯が拝謁し、現状維持を奏上した」ことも付言し、天皇だけでなく旧側近も反対であることをほのめかした。それでも芦田は「自分が悪者になる」と意思の固さを示し、松平に堀内案を同意させたが、同案もホイットニーGS局長の反対と堀内からの辞退(四月二二日)によって頓挫した。そうして浮上したのが日本育英会会長・田島道治であった。芦田はすぐさま田島から就任受諾を得るとともに、さらに加藤次長から田島を候補者として承認したとの天皇の意向が伝えられたことで(五月一三日)、長官人事は完了した。

続いて芦田は侍従長人事にも着手した。長官に内定した田島や松平現長官と会談を開き、大金の後任に学習院次長・三谷隆信を推すことで決定をみた。

五月二一日、芦田は、葉山御用邸に伺候し、宮内府長官人事受諾への御礼と侍従長後任(三谷)を願ひ出た。天皇は、「三谷は知つてゐる。大金は当分御用掛りとして残したい。又宮内府長官と同時でないことを望む、少し遅れて発表したい」と述べ、また二九日には「侍従長更迭」宮内省改革案について「中略」色々苦情を伝えた。芦田の案を受け入れつつも、天皇にとって松平・大金体制は好ましいものであったのだろう。また、このとき天皇の不満は、芦田に辞任を考慮させる程であった。天皇が不満を表明するということは、戦後においても一國の総理に辞任を想起させる「力」を持つていたのである。

こうして、天皇・宮中側近の抵抗空しく田島と三谷は正式に就任し(六月五日)、戦前から天皇に仕えた「身内」中心の側近体制は、芦田の改革によって「民間」中心の側近体制に刷新された。こうした一連の「改革」と「抵抗」のせめぎ合いは、戦後初めてといえるほどの宮中と府中の対立であった。現側近の温存を巡つて生じた両者の対立は、戦後巡幸を巡つて象徴天皇制下の天皇と宮中のあり方を問ひ直す転機となつたといえる。

しかし、芦田がさらに試みようとした天皇自身の改革、つまり「内奏」禁止は天皇の幾度の反対によつて不徹底に終わる。さらに昭和電工疑獄事件によつて芦田内閣が退陣に追い込まれたことで「改革」は不徹底に終わるのであった。

おわりに

宮中側近は、一九四五年から一九四八年の敗戦直後、側近の柱であった内大臣(制)の喪失に際しても、侍従長と宮内大臣を中心に旧体制を維持して「国体護持」運動を行った。こうした運動は、対GHQ工作からの昭和天皇免責工作と戦後巡幸の二つに大別できる。そして、筆者は後者が重要な意味を成したと考える。つまりGHQと宮中側近による合作によって昭和天皇が免責されたとは言え、国内外の世論に認められないかぎり、天皇(制)の動揺は残り続ける。そこで民主化された新たな「人間・象徴天皇」を国民に示し、定着させるために戦後巡幸が必要であった。以下、本稿の内容を総括する。第一には、側近体制維持の問題である。敗戦直後、内大臣制廃止に伴い戦前の側近体制は崩壊したが、宮中側近は内大臣の役割を務める新たな側近を作ることなく、侍従長と宮内大臣を中心とした新体制に移行した。その変化は、緩やかであったが、次官・次長級の実務担当者や寺崎英成等新たな側近たちと緊密な連携を取ることと、昭和天皇の免責工作という形で天皇(制)維持を達成し得たということができよう。

第二には、「人間宣言」と戦後巡幸の役割である。国際世論の批判を回避するために民主化された天皇(制)を示すことを求めるGHQの要求に即応し、天皇・宮中側近は、「人間宣言」を発表し、天皇の神格化を否定した。そして、その延長上に戦後巡幸を位置づけ、一九四六年二月から「人間天皇」としての旅を開始していく。神でも軍人でもない背広姿の「人間」としての天皇を国民に示し、戦前の天皇イメージを転換させることによって国内から天皇に対する責任を問う声を事前に防ごうとしたのであった。また「人間天皇」と国民を接触させる演出は、初期の巡幸から採用されており、国民が直に体験することで親しみやすい天皇という印象を与えようとした。

第三には、継続されていく戦後巡幸の役割と中道内閣の宮中改革である。新憲法公布から施行後、天皇は「象徴天皇」として巡幸に臨み、新たに創られた象徴天皇制確立に向け、大規模な巡幸をこなしていく。

国民の天皇巡幸に対する歓迎ぶりと熱狂は、天皇や宮中側近の予想を

はるかに超えるものであった。だが、巡幸が進むにつれ天皇の派手な「パフォーマンス」に対し、内外から批判が起こり、特に巡幸実施を主導した宮中側近が批判の的となった。このことが、片山・芦田中道内閣期の宮中改革に波及していくのである。このような戦後の巡幸は、天皇の姿、行動、仕種などに国民の関心を惹きつけ、新たな「人間・象徴天皇」を提示することにおいて、一定の成功を収めたと言える。そして天皇や宮中側近が民意の重要性を学んだ契機として、戦後巡幸は重要な意味をもっていた。すなわち天皇(制)が生き残るためには、天皇や皇室は国民に親しまれ、支持されねばならないということが、この敗戦直後に得られた大きな教訓であったのではないだろうか。

最後に、今後の課題を挙げておく。本稿では側近の側から戦後巡幸を捉えたため、巡幸を受けた側の視点で論じることができなかった。また戦後巡幸を天皇(制)維持のイベントとして据えながら、その後における天皇の「儀礼」化と天皇・皇后の行幸啓の役割、関係性を象徴天皇制の形成・定着という観点から捉えていく必要がある。以上の分析は今後の研究課題としたい。

注

(1) 「戦後巡幸」とは、戦後において昭和天皇が行幸したなかでも、一九四六年二月から一九四四年八月に至る各都道府県(沖縄を除く)への巡幸を指す。なお本稿では、一九四六年から一九四七年の約二年間の巡幸を検証範囲とする。

(2) 昭和天皇の側近たちとは、侍従長、宮内大臣(宮内府長官)、侍従次長、宮内次官(宮内次長)、侍従、その他「戦後巡幸」実施に尽力した宮内官僚たちを指す。なお本論では、彼らを「宮中側近」と呼称する。

(3) 茶谷誠一『昭和天皇側近たちの戦争』(吉川弘文館、二〇一〇年)の(プロローグ)と(エピローグ)に使用。

(4) 当該期の宮中側近の動向を扱った主な研究は、高橋紘・鈴木邦彦『天皇家の密使たち』(文春文庫、一九八一年)、藤原彰ほか『徹底検

証 昭和天皇「独白録」(大月書店、一九九一年)、吉田裕『昭和天皇の終戦史』(岩波新書、一九九二年)、東野真『昭和天皇二つの「独白録」』(NHK出版、一九九八年)、升味準之輔『昭和天皇とその時代』(山川出版社、一九九八年)、粟屋憲太郎『東京裁判の道』上巻(講談社選書メチエ、二〇〇六年)、高橋紘『昭和天皇 1945-1948』(岩波現代文庫、二〇〇八年)、前掲『昭和天皇側近たちの戦争』などが挙げられる。

(5) 「昭和天皇独白録」は、一九四六年三月一八・二〇・二二日、四月八・九日の計五日間で木下待從次長、松平慶民宮内大臣、松平康昌総秩寮総裁、稲田周一内記部長、寺崎英成御用掛ら「五人の会」によって昭和天皇への聞き取りが行われ、作成に至る。

(6) 戦後の天皇行幸を論じた先駆的な研究は、鈴木しづ子「天皇行幸と象徴天皇制の確立」(『歴史評論』一九七五年二月)。また一九八〇年代の研究は、坂本孝治郎『象徴天皇がやって来る』(平凡社、一九八八年)、『象徴天皇制へのパフォーマンス 昭和期の天皇行幸の変遷』(山川出版社、一九八九年)が挙げられる。

(7) 瀬畑源「昭和天皇『戦後巡幸』の再検討——一九四五年十一月『終戦奉告行幸』を中心として」(『日本史研究』五七三号、二〇一〇年)。瀬畑氏は宮内庁書陵部所蔵『幸啓録』など公文書を駆使し、「戦後巡幸」の前史として一九四五年一月の伊勢神宮行幸を中心に論じた。

(8) 「聖断」方式による「終戦工作」に関する研究は、山田朗『昭和天皇の軍事思想と戦略』(校倉書房、二〇〇二年)、瀧縄厚『聖断』虚構と昭和天皇』(新日本出版、二〇〇六年)が詳しい。

(9) 内大臣府とは、御璽・国璽の尚蔵のほか、詔書・勅書その他、内廷の文書に関する事務を司るもので、統括担当は内大臣であった。

(10) 木下道雄『側近日誌』(文藝春秋、一九九〇年)一〇頁。

(11) 同前、一三頁。

(12) 同前、一三頁。

(13) 同前、二二頁。

(14) 同前、二二頁。

(15) 同前、二三頁。

(16) 同前、二四頁。

(17) 同前、五七頁。

(18) 同前、六五頁。

(19) 同前、六六頁。

(20) 同前、六六頁。

(21) 同前、一〇〇—一〇一頁。

(22) 藤田尚徳『侍従長の回想』(中公文庫、一九八七年)二一六—二一七頁。

(23) 前掲『側近日誌』一〇一頁。

(24) 石渡莊太郎伝記編集会『石渡莊太郎』(同会、一九五四年)四九—四九二頁。

(25) 前掲『侍従長の回想』二一九頁。

(26) 前掲『側近日誌』一一七頁。

(27) 一九四六年四月二七日の木下の日誌には、「侍従長後任には大金次官、次長後任には稲田内記部長」とあり、省内人事異動が決定していた。同前、一九六一—一九七頁。

(28) 一九四五年九月二〇日、藤田は宮内省式部職・黒田実を通訳としてGHQを訪問し、マッカーサーと会談した。一方、政府側では吉田茂外相も同日、マッカーサーと会談していた。岸田英夫『天皇と侍従長』(朝日文庫、一九八六年)一四八頁、前掲『侍従長の回想』一六九—一七〇頁、吉田茂『回想十年』第一巻(新潮社、一九五七年)九七頁。

(29) 前掲『側近日誌』に詳しい。

(30) 前掲『天皇と侍従長』一六二—一六三頁。

(31) マーク・ゲインによると「天皇の神格を放棄した元旦の勅語の最初の草案は、実はダイク准将の事務室で調理されたものだ」ということを知ったようだ。マーク・ゲイン/井本威夫『ニッポン日記』(ちくま文芸文庫、一九九八年)(一九四六年一月六日)、一五七頁。

(32) ブライスはCIE職員ではないが、敗戦後にヘンダーソン教育課長のもとに職の斡旋を受けにいったことから関係を持ち、学習院の職を得た後は、GHQと宮中の仲介役として活躍した。

- (33) ウイリアム・P・ウッタード／阿部美哉訳『天皇と神道』（サイマル出版会、一九八八年）三〇四頁。
- (34) 小田部雄次「昭和天皇・裁かれなかつた最高指導者」（吉田裕ほか『敗戦前後』青木書店、一九九五年）六八頁。
- (35) 藤樫準二「天皇とともに五十年」（毎日新聞社、一九七七年）一〇三頁。
- (36) 前掲『側近日誌』八四頁。
- (37) 同前、八九―九四頁。
- (38) 同前、八九―九四頁。
- (39) 同前、九五―九六頁。
- (40) 高橋紘「陛下、お尋ね申し上げます・記者会見前記録と人間天皇の軌跡」（文春文庫、一九八八年）一九七七年八月二三年、那須御用邸での記者会見、二五二―二五三頁。
- (41) 前掲『側近日誌』一一三頁。
- (42) 同前、一一四頁。
- (43) 前掲『昭和天皇 1945-1948』によると一九四五年一〇月頃から側近に漏らしていたようである、一八二頁。
- (44) 「地方行幸と内務省（座談会）」大霞会編『内務省史』第三卷（地方財務協会、一九七一年）七七四―七七五頁。
- (45) 前掲『側近日誌』一一五頁。
- (46) 同前、一一六頁。
- (47) 同前、一一六―一八頁。
- (48) 前掲『象徴天皇制へのパフォーマンス』一〇三頁。
- (49) 前掲『内務省史』第三卷、七七五頁。
- (50) 当初の計画では、東京が二月一四、一五両日で、神奈川が一八、一九両日の予定であったが、「計画が新聞に漏れたりした事情で日程が繰り下げられた」ようだ。寛素彦『今上陛下と母宮貞明皇后』（日本教文社、一九八七年）一一四頁。
- (51) 同前、一二四―一二五頁。
- (52) 入江為年監修『入江相政日記』第二卷（朝日新聞社、一九九〇年）（一九四六年二月二〇日）、四二四―四三頁（以下、『入江日記』と略称）。
- (53) 前掲『側近日誌』一七九頁。
- (54) 同前、一八一頁。
- (55) 東京都巡幸における国民の反応については、前掲『入江日記』第二卷（二月二八日、三月一日）、四四頁。群馬県巡幸については、前掲『側近日誌』（三月二五日）、一七七頁。
- (56) 前掲『ニッポン日記』（一九四六年三月二六日）、二二六頁。
- (57) 前掲『木下道雄関係文書』『側近日誌』〔所謂「御退位論」に関する件〕、二二二頁。
- (58) 同前二二二―二三頁。
- (59) 寺崎の日記には「フェラーズ」より贈物」と記されている。寺崎英成／マリコ・テラサキ・ミラー編『昭和天皇独白録 寺崎英成・御用掛日記』（文藝春秋、一九九一年）（昭和二十一年三月二二日）、二〇八頁。
- (60) 千葉・静岡巡幸の間「剣璽動座」は中断された。前掲『入江日記』第二卷（六月六日）、六二頁。
- (61) 同前、六三頁。
- (62) 大金益次郎『巡幸餘芳』（新小説社、一九五五年）五三頁。
- (63) 同前、五三頁。
- (64) 山極晃ほか『資料日本占領1 天皇』（大月書店、一九九〇年）資料200「第三回天皇・マッカーサー元帥会談記録」、五七三頁。
- (65) 天皇の巡幸に対する批判は、すでに千葉県巡幸直前から起こっていた。『朝日新聞』一九四六年六月一日付。
- (66) 前掲『資料日本占領1 天皇』五七三―五七四頁。
- (67) 同前、五七三―五七四頁。
- (68) 前掲『昭和天皇とその時代』二九五頁。
- (69) 前掲『天德行幸と象徴天皇制の確立』六二頁。
- (69) 前掲『巡幸餘芳』六三―六四頁。
- (70) 同前、七三頁。
- (71) 新憲法公布式典に関しては、芦田均『芦田均日記』第一卷（岩波書店、一九八六年）一三三―一三四頁（以下、『芦田日記』と略称）。
- (72) 前掲『陛下、お尋ね申し上げます』記者会見前記録と人間天皇の

軌跡』四一—四二頁。

(73) 御厨貴・岩井克己監修『徳川義寛終戦日記』(朝日新聞社、一九九九年)四八四頁(以下、『徳川日記』と略称)。

(74) 同前、四八六頁。

(75) 同前、四八六頁。

(76) 前掲『巡幸餘芳』一一〇頁。

(77) 同前、一一〇頁。

(78) 同前、一四二—一四三頁。

(79) 同前、一四八—一四九頁。

(80) 同前、一四九—一五〇頁。

(81) 同前、一三七頁。

(82) 同前、一三〇頁。

(83) 最初の座談会は、京都大宮御所で開かれ、川田順、谷崎潤一郎ら計四人が出席し、文楽の人形芝居や関西人気質などについて話題がのぼった。二回目は、山形県巡幸時、上ノ山温泉において疎開中の斎藤茂吉らを召し、和歌について聴いた。同前、九四—九五、一五一—一五二頁。

(84) 前掲『入江日記』第二卷(昭和二二年九月四日)、一六一頁。

(85) E・H・ノーマン/加藤周一監修ほか『日本占領の記録1946—1948』(人文書院、一九九七年)一九四八年一月五日、二七九頁。

(86) 前掲『資料日本占領1 天皇』[資料205 連合国総司令部民政局 公式覚書「天皇の視察旅行に要した費用」(一九四八年一月一二日)、五八一—五八四頁。

(87) 前掲『日本占領の記録1946—1948』二八〇頁。

(88) 前掲『芦田日記』第一卷、八二頁。

(89) 前掲『徳川日記』「日記 続巡幸について」において、「芦田首相のルートはGS(政治局)であり、(中略)芦田内閣は昭和二三年三〇日から同年一〇月一五日までであり、巡幸は昭和二三年にはなかった」と記す、五〇〇頁。

(90) 前掲『木下道雄関係文書』二二八頁。

(91) 同前、二一九頁。

(92) 前掲『入江日記』第二卷、二一〇頁。

(93) 前掲『芦田日記』第二卷、七二—七三頁。

(94) 同前、八八頁。

(95) 同前、八八頁。

(96) 同前、九〇頁。

(97) 同前、九〇頁。

(98) 同前、九一頁。

(99) 同前、九五頁。

(100) 同前、一一三頁。この間、芦田によると加藤次長が色々と策動していたようだ。このことについては、同前、「五月二五日」、一一六頁を参照。

(101) 同前、一一八頁。

(102) 同前、一三一—一四、一〇七頁。

(本学文学研究科史学専攻博士課程前期課程)